

第 4238 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 5月13日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 扶養控除

Q：今年から扶養控除の取扱いが変わったようですが、どうなったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

扶養控除の改正は、平成22年の税制改正で行われており、今年度分の所得税から適用されることとなっています。内容は次のとおりです。

- ①扶養親族のうち16歳未満の者（年少扶養親族）に対する扶養控除が廃止されました。
- ②特定扶養親族のうち16歳から18歳までの者に係る上乗せ部分（所得税25万円、住民税12万円）が廃止されました。

整理しますと次のようになっています。

- ・16歳未満・・・ゼロ円
- ・16歳から18歳まで・・・38万円
- ・18歳から22歳まで・・・63万円
- ・22歳から70歳まで・・・38万円
- ・70歳から・・・48万円
- ・同（同居の場合）・・・58万円

なお、源泉徴収税額表を使って扶養親族の数を求める場合は、次のようにします。

本人が障害者（特別障害者を含む）、寡婦（特別の寡婦を含む）、寡夫又は勤労学生に該当するときには、その1に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えた数を、また、その人の控除対象配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含む）のうちに障害者（特別障害者を含む）又は同居特別障害者に該当する人がいるときには、これらの1に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えた数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

